

瑞個情第4号  
令和4年10月17日

個人情報開示等審査答申書

瑞浪市長 水野光二様

瑞浪市個人情報保護審査会  
会長 端元博保

令和4年9月20日付け瑞総第156号により諮問のあった件について、次のとおり答申します。

記

1. 諮問の内容

市役所庁舎における防犯カメラの設置及びその映像データの取扱いについて

2. 答申の内容

瑞浪市役所庁舎にその敷地内を撮影するため防犯カメラを設置することについては、防犯の目的から、公益上の理由が認められる。

ただし、多くの市民が市役所を利用することから、その映像については、犯罪に直接結びつく場合のみ利用できるものとし、当該映像の取扱いについては、個人情報保護条例の趣旨に則り特に慎重に行うこと。

また、市役所周辺の民家や店舗等の状況が撮影範囲に含まれることが無いよう十分に注意すること。